

市町村の区域を越えて地域密着型サービスを利用するための手続き について

介護保険制度における地域密着型サービスは、原則としてその施設がある市町村の被保険者のみが利用できるものとなっています（介護保険法第78条の2、第115条の12）が、特別な事情がある場合は、施設所在市町村長等の同意により、他市町村の被保険者の利用が可能となっています（同法第78条の2第4項4号、第115条の12第2項第4号）。

手続きについて

- ・有田町では、下記の基本方針にしたがって同意の依頼及び同意を行います。
 - ・有田町の被保険者が町外の地域密着型サービスの利用を希望する場合は、「区域外地域密着型サービス事業所利用申請書」（様式第1号）を提出してください。
 - ・基本方針にある「基準」を満たさない場合は区域外利用について認められません。
- ※同意の手続きは町が行います。

地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意の基本方針

1. 他市町村の被保険者が有田町の地域密着型サービスを利用したいときは、有田町長の同意が必要です。
2. 有田町の被保険者が他市町村の地域密着型サービスを利用したいときは、他市町村長の同意が必要です。

この基本方針の対象となる地域密着型サービスについて

- ・地域密着型通所介護
- ・(介護予防)認知症対応型通所介護
- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

他市町村の被保険者のサービス利用については、利用の前に、まずご相談ください!